

日本数学会・日本応用数理学会・統計関連学会連合
異分野異業種研究交流会委員会規程

令和5年3月7日 日本数学会・日本応用数理学会・統計関連学会連合制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本数学会、日本応用数理学会、統計関連学会連合（以下、3学協会）が主催する異分野異業種研究交流会の委員会（以下、委員会）に関する必要事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、異分野異業種研究交流会の円滑な実施を目的とし、その枠組み等を決定する。具体的な所掌業務および実施方法は別途定める。

(組織)

第3条 委員会は3学協会から推薦された9名の委員からなる。各学協会は少なくとも2名を推薦する。ただし、2名のうち1名は各学協会の理事とする。委員会には委員長1名、副委員長1名、幹事1名をおく。

(選任)

第4条 委員長1名は互選により委員から選出する。

2. 副委員長1名および幹事1名は委員長が委員から選出する。
3. 委員の他に顧問およびオブザーバーをおくことができる。

(職務)

第5条 委員長は委員会を代表する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時その職位を代行する。
3. 幹事は委員長を補佐する。
4. 顧問は委員会に対し助言を行う。

(任期)

第6条 委員の任期は、選任された年の6月1日から翌々年の5月31日までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 6月1日以降に選任された委員の任期は、選任された日から他の委員と同じ任期の期限である年度の5月31日までとする。
3. 前項の規程に関わらず、委員は任期途中であっても、辞任を申し出ることができる。委員の辞任は、別途定める手続きに従って処理する。

後任の委員については、辞任した委員を推薦した学協会が新たに推薦する。後任の委員の任期については、辞任した委員の残任期間とする。

4. 任期中に、その職位にふさわしくない行為をした委員会の委員は、委員会の議決により解任することができる。

(会議および召集)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

2. 委員会は原則として、半年に1回程度開催するが、その他必要により臨時に開催することができる。

(議事録)

第8条 委員会における審議の経過及び結果は、議事録として記録するとともに、3学協会の事務局が保管する。

(報告)

第9条 委員長は、第8条の会議の議事録、および、第2条に関連する委員会の所掌事項について、定期的に3学協会の理事会に報告を行う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は委員会が立案し3学協会の理事会の承認を得る。

2. この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この規程は、令和5年6月1日をもって施行する。